

上限価格方式（プライスキャップ方式）による東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

平成24年6月27日
物価問題に関する関係閣僚会議

電気通信分野における上限価格方式（プライスキャップ方式）は、事業者に経営効率化のインセンティブを与え、料金の低廉化を促す趣旨で導入されたものである。

この上限価格方式による、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の提供する特定電気通信役務の基準料金指数については、別紙のとおり実施することとする。あわせて、今後の方針により対処することとする。

記

- 1 政府は、特定電気通信役務における基準料金指数の設定に関する情報公開について、消費者の観点も踏まえながら、今後とも積極的に推進する。
- 2 政府は、NTT東日本及びNTT西日本に対して、今後とも経営の効率化に努めるとともにサービスの向上・情報提供に積極的に取り組むよう要請する。
- 3 政府は、規制対象サービスの競争の進展状況や市場構造の変化に留意し、上限価格方式の運用について、所要の検討を進める。

(別 紙)

特定電気通信役務の基準料金指数の設定の内容

1 基準料金指数（平成24年10月から1年間）

区分	事業者名	NTT東日本	NTT西日本
音声伝送バスケット		92.7	92.7
うち加入者回線サブバスケット		100	100

注：平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合の指数

2 実施予定期日等

- 平成24年 6月 末日まで 基準料金指数をNTT東日本及びNTT西日本に通知
- 平成24年10月 1日から 適用開始

【参考】基準料金指数の推移

(1) 平成12年10月から平成15年9月まで適用された基準料金指数

区分	H12.10～	H13.10～	H14.10～
音声伝送バスケット	97.8 (東:97.4 西:97.8)	95.5 (東:92.9 西:93.0)	92.7 (東:92.6 西:92.6)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)

(2) 平成15年10月から平成18年9月まで適用された基準料金指数

区分	H15.10～	H16.10～	H17.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:92.6 西:92.6)	92.7 (東:92.7 西:92.7)	92.7 (東:85.9 西:86.4)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)	100 (東:95.8 西:96.1)

(3) 平成18年10月から平成21年9月まで適用された基準料金指数

区分	H18.10～	H19.10～	H20.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:86.2 西:86.9)	92.7 (東:86.6 西:87.5)	92.7 (東:87.2 西:88.0)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:95.7 西:95.9)	100 (東:95.8 西:96.1)	100 (東:95.7 西:96.0)

(4) 平成21年10月から平成24年9月まで適用された基準料金指数

区分	H21.10～	H22.10～	H23.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:87.4 西:88.3)	92.7 (東:87.6 西:88.5)	92.7 (東:87.7 西:88.5)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:95.7 西:96.0)	100 (東:95.7 西:96.0)	100 (東:95.6 西:95.9)

※ 平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合の指数

※ () 内は、各期の10月1日時点のNTT東日本及びNTT西日本の実際料金指数

参 考 資 料

- 1 プライスキャップ(上限価格方式)の概要
- 2 基準料金指数の算定
- 3 生産性向上見込率の設定

1. プライスキャップ(上限価格方式)の概要

- ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)が提供する固定電話サービスについて、事業者の経営効率化や料金の低廉化を促すため、一定のサービス区分(バスケット)ごとに料金水準の上限(基準料金指数)を設定
- ・ NTT東西は、バスケットごとの基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定可能
- ・ 基準料金指数を超える料金設定については総務大臣の認可が必要
- ・ プライスキャップは平成12年10月から適用。運用については3年ごとに見直しを行う(今般は、平成21年に続き4度目の見直し)

【プライスキャップのバスケットと対象サービス】

サービス区分(バスケット)	主な具体的料金
音声伝送バスケット	通話料・通信料、番号案内料
うち加入者回線サブバスケット	基本料、施設設置負担金

2. 基準料金指数の設定

(1) 基準料金指数(料金水準の上限)の設定方法

- ・ バスケットごとの料金を指数化し、一定の期間中の指数の上限を基準料金指数として設定
- ・ 基準料金指数は、「消費者物価指数変動率」と、NTT東西に期待される「生産性向上見込率(X値)」を勘案して設定

(2) 基準料金指数の算定式

- ・基準料金指数 = 前適用期間の基準料金指数 ×
(1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因)
- ・基準料金指数の初期値は100とする
(平成12年4月1日の料金水準)

(3) 今回の基準料金指数

- ・現行の基準料金指数を維持

3. 生産性向上見込率(×値)の算定

(1) 生産性向上見込率(×値)の算定方法

- ・プライスキャップの運用に当たっては、3年ごとにNTT東西の生産性向上見込率(×値)を算定し、当該×値を用いて基準料金指(料金水準の上限)を算定
- ・×値は、NTT東西の今後の生産性向上分を見込んで算定するものであり、算定期間の最終年度においてプライスキャップの対象サービスの収支が相償するように算定

(2) ×値の算定式

$$\begin{aligned} \text{・ 収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X\text{値})^3 \\ = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税} \end{aligned}$$

(3) 今回の×値算定の考え方

- ・×値の試算の結果は、消費者物価指数変動率を上回る×値も下回る×値も設定され得るもの
- ・複数の計算結果のうち最も優位な試算結果を特定し×値を一意に定めることは困難であることや、IP網への移行に対する政策の中立性及び公正競争の確保といった政策的観点も踏まえ、×値を消費者物価指数変動率と連動とすることとしたもの